

新旧対照表

安曇野市交流学習センター管理規則（平成21年安曇野市教育委員会規則第4号）の一部改正

改正後	改正前
<p>(使用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第5条に規定する申請は、安曇野市交流学習センター使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）によるものとする。</p> <p>2 申請書の提出は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>多目的交流ホール、楽屋、展示ギャラリー、交流広場及び多目的交流ホール並びにこれらのものと併せて使用する場合のグループ研究室又は学習室</u>については、使用する日の属する月から起算して6か月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）まで</p> <p>(2) <u>グループ研究室又は学習室</u>については、使用する日の属する月の前月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）まで</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第8条ただし書の規定による市長が特別な理由があると認めるときとは、次に掲げる場合をいい、還付する額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 許可者の責めによらない事由により使用できないとき 100分の100</p> <p>(2) 許可者が次に掲げる日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）までに使用の変更又は取消しの許可を受けたとき。</p> <p>ア <u>多目的交流ホール、楽屋、展示ギャラリー、交流広場及び多目的交流ホール並びにこれらのものと併せて使用する場合のグループ研究室又は学習室</u></p> <p>(ア) 使用する日の前90日 100分の100</p> <p>(イ) 使用する日の前30日 100分の50</p> <p>イ <u>グループ研究室又は学習室</u></p> <p>(ア) 使用する日の前30日 100分の100</p> <p>(イ) 使用する日の前7日 100分の50</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、市長が認めるとき 市長が定める率</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(使用許可の申請)</p> <p>第2条 条例第5条に規定する申請は、安曇野市交流学習センター使用許可申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）によるものとする。</p> <p>2 申請書の提出は、次に掲げる期間内に行うものとする。ただし、安曇野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>多目的交流ホール、楽屋、展示ギャラリー及び交流広場並びに多目的交流ホール</u>と併せて使用する場合の<u>学習室</u>については、使用する日の属する月から起算して6か月前の月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）まで</p> <p>(2) <u>学習室</u>については、使用する日の属する月の前月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から使用する日の前3日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）まで</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第8条 条例第8条ただし書の規定による市長が特別な理由があると認めるときとは、次に掲げる場合をいい、還付する額は、次の各号に定める区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 許可者の責めによらない事由により使用できないとき 100分の100</p> <p>(2) 許可者が次に掲げる日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）までに使用の変更又は取消しの許可を受けたとき。</p> <p>ア <u>多目的交流ホール、楽屋、展示ギャラリー及び交流広場並びに多目的交流ホール</u>と併せて使用する場合の<u>学習室</u></p> <p>(ア) 使用する日の前90日 100分の100</p> <p>(イ) 使用する日の前30日 100分の50</p> <p>イ <u>学習室</u></p> <p>(ア) 使用する日の前30日 100分の100</p> <p>(イ) 使用する日の前7日 100分の50</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、市長が認めるとき 市長が定める率</p> <p>2及び3 略</p>